

山形県消費生活審議会 知事挨拶

委員の皆様には、大変お忙しいところ本審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の消費者行政の推進につきまして日頃から御支援・御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、政府におきましては、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進していくため、令和2年3月に「第4期消費者基本計画」を策定し、消費者施策を推進しております。

本県におきましても、平成29年3月に策定した「第3次山形県消費者基本計画」に基づき、県民の消費生活の安定及び向上を目指して、消費者施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、計画策定以降、高齢化の一層の進行、デジタル化の進展・電子商取引の拡大や経済のグローバル化、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴って消費者トラブルの内容も変化してきています。

加えて、令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、これまで未成年取消権に保護されていた18歳、19歳がその対象から外れることとなりますので、若年者の消費者教育の充実が喫緊の課題となるとともに、SDGsの達成に向けて、消費者には自らの行動が社会に影響を与えることの認識や持続可能な消費の実践が求められています。

このような状況下、県としましては、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図るとともに、関係機関・団体と連携・協力しながら、引き続き、高齢者や若年者などのライフステージに応じた消費者教育の実施や、高齢者等を消費者被害から守る体制づくり等、県民の安全・安心につながる取組を一層推進してまいりたいと考えております。

また、持続可能な社会づくりに向け、自ら考え、自ら選択する“自立した消費者”としての意識醸成にも積極的に取り組んでまいります。

今年度は、現在の県計画が最終年度となることから、こうした消費者を取り巻く環境の変化や新たに生じた課題等を踏まえ、令和4年度以降の新たな計画を策定することになります。

本日は、消費生活関連施策や第4次山形県消費者基本計画（案）について御審議いただきますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月8日

山形県知事 吉村美栄子